

御代田町の 特産品を募集します

認定された品物には
「御代田町特産品認定第〇〇号」
の表示ができます。

町は「御代田町特産品認定
事業」を行っています。

この事業は、特産品の認定
を行い、その広報と販売に助
力をし、町の産業振興を目的
としています。

認定基準

御代田町のイメージにふさ
わしく、品質に優れ、食品
衛生法および関係法令に違
反していない物品

認定有効期間

認定の日から3年間。平成
19年度に認定を受けたもの
は、更新が必要となります。

審査手数料

(新規) 1品 1,000円
(更新) 1品 500円

申込締切

1月28日(金)

※認定申請書は、産業経済
課商工観光係に用意して
います。

申し込み・問い合わせ先

産業経済課商工観光係

(内線31・62)

特産品認定一覧

(平成22年12月現在)

事業所等名	申請物品の名称	小売価格
味工房「みよた」	味工房「みよた」の味噌 昔ながら	400円(500g) 700円(1kg)
	かぼちゃ焼酎「白爵の想い」	1,150円～
オーダーエンブレムの町田	ピンバッジ 大願祈願「登龍門」	2,000円
	ピンバッジ 反転龍	1,000円
	ピンバッジ 双龍争珠	2,000円
	ピンバッジ 町のシンボルマーク	1,000円
	ピンバッジ 町花「やまゆり」	1,000円
	風水四神 専用額付ピンバッジ	8,800円
	オリジナルエンブレム 胸付用	8,000円
	オリジナルエンブレム 額入り	15,000円
有限会社片山肉店	浅間山麓の高級伽厘 katayama特製ビーフカレー (辛・中・甘口)	368円
	ブリューブルスト	320円～420円
	コッホシンケン	380円～420円
	コッホプロスト	400円～440円
	ローブルスト	680円
	ローシンケン	420円～1,260円
	ケーゼ	300円
御代田町商工会	御代田名物 おにかけうどん	500円
紅谷	御代田のお菓子	1,700円
	龍神セット	1,450円
やまいし株式会社	石臼挽きそば	450円
	七割そば	220円
	信州八割そば	250円
悠久農園	古代米(紫黒米)	750円

平成23年度 生徒募集!

NHK学園

NHK学園では、通信制の高等学校「4月生普通科」および専攻科社会福祉コース「コミュニティ・ボランティア専攻」の生徒を募集しています。まずは無料の案内書をご請求ください。

募集内容

○高等学校 4月生普通科(3年制)

NHKのテレビ・ラジオ放送を利用した特色のある教育課程で、3年間で高校卒業資格を取得できます。登校は月に1～2回になります。

○高等学校 専攻科社会福祉コース コミュニティ・ボランティア専攻(6カ月～2年制)

誰もが住みやすい地域社会をつくるために、多様な生活課題に対して幅広い知識を持ち、自ら主体的に適切な支援ができるコミュニティ・ボランティアの育成を目指します。

出願期間(いずれも期間内に必着)

○4月生普通科 2月1日(火)～4月20日(水)

○コミュニティ・ボランティア専攻 2月1日(火)～3月22日(火)

問い合わせ先

NHK学園 電話042-572-3151
案内書請求フリーダイヤル 0120-06-8881
ホームページ <http://www.n-gaku.jp>

平成23年は農業委員選挙の年です！

農業委員会選挙人名簿登録申請書の提出をお願いします。

平成23年の

農業委員会委員

選挙人名簿を作成します。

申請書は12月22日までに直接
郵送する予定です。

農業委員会委員の選挙権がある方は1月10日(月)までに同封の返信用封筒に入れ提出してください。

(注)23年1月10日(月)は祭日です。できる限り1月7日(金)に着くように返信をお願いします。

『農業委員会委員選挙人名簿』は、法律で町の選挙管理委員会が毎年1月1日現在の選挙資格を調査して作成することになっています。

選挙権資格がある方でも、提出日を過ぎて提出してしまった、または申請書の提出をしなかった場合、名簿に登録されません。

この場合、農業委員会委員の選挙で投票することができないのでご注意ください。

申請書の記載についての注意

【選挙権がある方】

- ①と②の要件に当てはまり、
- ④か⑤の要件にも当てはまる方
- ①平成3年4月1日までに生まれ
た方
- ②平成23年1月1日現在、御代田
町に住所がある方
- ③A10アール(約1反歩)以上の農地
で耕作を営んでいる方
- ④耕作を営んでいる方の同居の親
族かその配偶者で、年間60日以
上耕作に従事している方

※8時間で農業従事1日とします。
※申請書の裏面に記載してある注
意事項をよく読んで記入してく
ださい。

※選挙権がある方の要件に当ては
まっているのに、申請書が届か
ない場合や、不明な点はお問い
合わせください。

問い合わせ先

農業委員会事務局(内線64)
選挙管理委員会事務局(内線56)

こんにちはは農業委員会です

御代田町農業委員会事務局 3-1-1 内線27・64

農業委員選挙人名簿申請書についてQ&A

Q 申請書を出さなくてはいけない
のですか？

A 農業委員の選挙は一般選挙と異
なり、投票できる方は農業委員
会委員選挙人名簿に登録されて
いる方だけで、この名簿に登録
されていないと投票できません。
町の選挙管理委員会は、法律に
よりその年に選挙があるなしにか
かわらず、農業委員の選挙権のあ
る方からの申請に基づいて、毎年
1月1日現在における選挙資格を
調査し、農業委員会委員選挙人名
簿を調製しなければならぬこと
になっています。

Q 農地があるにもかかわらず、申
請書が送付されないのですか？

A ①経営者と同居していますか？
経営者世帯以外は選挙資格がな
いので、親が経営者なら別居の子
には選挙資格はありません。また、
農業者年金受給に伴い、子に経営
移譲していて同居でない場合には、
親の選挙資格はありません。

経営移譲された子が町内に住所が
ないと、親がどんなに大きく耕作を
していても選挙資格がありません。

②もう一点、農地台帳は、町内の
農地について管理しています。農
地台帳上の面積が10a未満の世帯
には、未送付としましたが、他市
町村に所有する農地と合わせると
10a以上になる世帯があるかもし
れません。申請書の送付がなく、
他市町村の耕作地と合わせて10a
以上ある方は、申告してください。

なお申請書には、行政区・申請者
代表に加え、昨年資格ありと判定さ
れた方の氏名はすでに印刷してあり
ます。
10a以上農地を所有する皆さんに
は、すでに申請書をお送りしました。
同封した返信用封筒に入れ提出して
くださるようお願いいたします。